

令和元年6月15日現在

機関番号：32690

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03138

研究課題名(和文)現代イギリスの歴史認識と「植民地支配責任」の史的研究

研究課題名(英文)Historical Studies on 'Responsibility for Colonialism' in Modern Britain

研究代表者

前川 一郎 (Maekawa, Ichiro)

創価大学・国際教養学部・教授

研究者番号：10401431

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、イギリス政府が今日まで、植民地支配がもたらした苦痛や被害に対する謝罪や補償(「植民地支配責任」)の求めに応じようとしなかった背景に、かつて「文明化の使命」といわれた支配理念(近代西欧的理念)は決して否定しない、この国特有の歴史認識があったことを、歴史教科書やメディアにあらわれる植民地主義の過去をめぐる言説を中心に分析して明らかにした。そうした歴史認識を抱いている政府が、植民地主義下の虐殺等に対する賠償に応じる姿勢を見せながら、それらをあくまでも個別事例として扱い、植民地主義全体の不正義の問題は不問に付す一種の二重思考的態度を育んできた歴史的経緯を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究には、イギリスの歴史認識と「植民地支配責任」の問題を実証的に検討するイギリス現代史研究としての意義がある。しかし、歴史教科書を素材に歴史認識の国際比較を志向している点に、より大きな学術的意義と社会的意義とがあると考えている。とりわけ、植民地主義下の個別の残虐行為と、植民地主義全体の不正義とを切り離してとらえるイギリスの「二重思考」をめぐる議論は、今後研究に対して重要な問題提起となる。

研究成果の概要(英文)：This study argues that the reality of international politics today raises questions and debates based on memories of colonialism. By taking the British case, I consider the question of why the British government has yet to come to terms with its colonial past from a historical perspective. Given the enormity of this question and the number of relevant historical issues, I have to limit my discussion to only a few specific matters. Thus, in order to provide a historical background of the relative indifference of the former colonising states in regard to their colonial past, I present three points for further discussion: (1) the selective thinking regarding the colonial past, (2) Western civilisation's belief present in the British society and (3) the judicial practice that could determine and administer the 'responsibility for colonialism' today.

研究分野：植民地主義史、帝国主義史、帝国史、イギリス近現代史

キーワード：植民地責任 歴史認識 歴史教科書

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) イギリス歴代政府は今日まで、過去の植民地支配をめぐる「責任」を追及される際には、イギリスは「良き統治」を通じて「文明」の恩恵を授けてきたのであり、帝国解体はその「文明化の使命」を果たした結果であって、独立後の問題に何ら「責任」を負わない、といった旨の弁明を繰り返してきた。2001年9月、南アフリカのダーバンで開かれた世界人種差別撤廃会議に臨んだイギリス代表ヴァレリー・エイモス(現在、人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調査官)も、こうした弁明を繰り返して、アフリカ諸国が求めた「植民地支配責任」を一切認めなかった。19世紀の植民地官僚の言葉と見紛うようなこうした言説が、なぜ今日まで生き長らえてきたのか。かの国の歴史教科書が、植民地支配を反省する内容に満ちている現状を知れば、謎はさらに深まる。

(2) 研究史を紐解けば、歴史研究において欧米の「植民地支配責任」を本格的に論じるようになったのは、じつは最近になってからのことであった。植民地支配や奴隷制の歴史に対する謝罪や補償を求める国際的な動きを背景に、2004年、永原陽子氏を中心に「植民地責任」論の研究会が立ち上げられた。また、木畑洋一氏をはじめ、イギリス帝国史研究会のメンバーは、帝国支配を当然とみなす「帝国意識」がイギリス社会に残存する問題を検討してきた。わが国のこうした研究動向は世界的にも類がなく、先駆的意義がある。実際、当のイギリスの反応は、政府もメディアもアカデミズムもすこぶ鈍く、「植民地支配責任」を自ら問い直す動きはほとんどみられない。イギリスの研究動向のバロメーターとなる、ロンドン大学歴史学研究所(IHR)の各種セミナーにおいても、この種のテーマを扱った研究会は今まで一つも存在しない。

(3) そうした学術的背景を踏まえて考えると、イギリスにおける自省的歴史教育の現状は、奇妙というほかない。研究代表者は近年、イギリス援助政策の実証研究を進める一方で、この問題を考える準備的検討を行ってきた。各歴史教科書を比較検討し、政府やメディアの言説との違いや共通点を検討してきた。そうしたなかで研究代表者は、歴史教科書の叙述は、結局は支配の事実を否定していないのではないかと認識するに至った。「アムリットサルの大虐殺」に対する厳しい評価は、「良き統治」を行う責務を果たせなかった事例もあるといった自責の念というものであり、「良き統治」理念そのものに疑念を挟むものではない。奴隷制に関する叙述にみられるように、「今日の通念に照らせば非難されるべきだが、当時はそういう時代だった」という類の説明は、歴史の不遑及を語りながら、時代を方向付けたイデオロギー性を不問に付すものであろう。要するに、自省的歴史教育といいながら、植民地支配を奥底で支えた「文明化の使命」にみられる統治理念を棚上げする一点において、イギリス歴史教科書は、かつて支配者として君臨した自身の思考様式をとらえ直す発想をはじめから有していないのではないかと

(4) 以上の学術的背景をもとに、研究代表者は、イギリス政府が「植民地支配責任」を認めようとしないうる背景にこうした思考の枠組みが存在し、歴史教育やメディアを通して再生産される経緯を検討するという着想を得て、本研究を開始した。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、一見したところギャップがあるように見える、「植民地支配責任」を認めない姿勢と自省的歴史教育の関係に着目し、そこにこの国の歴史認識を読み解く力がある、との発想に立つ。通底するのは、イギリスは植民地統治を通して「高度」な「文明」を世界に広め、「良いことをした Doing Good」という意識である。かつて「文明化の使命」といわれた、こうした過去の植民地主義的理念が、なぜイギリスの人びとの歴史観に今なお深く刻み込まれているのか。考えてみれば、「文明」といえども、それは近代西欧的理念(自由、人権、民主的理念等)の普遍性を信じる当時の西欧諸国の通念に過ぎない。イギリスはこれを統治の論拠としたが、植民地の人びともまた、そこに含まれる自由や人権概念を自分なりに読み替えて、独立の論拠とし得た。近代西欧的理念はそうした両義性を有したゆえに、強靱な生命力を宿したといえよう。研究代表者は、本研究がこのように近現代史上の大きなテーマにつながる点を自覚しつつも、当面はイギリスの歴史認識の論理と成立過程を具体的に明らかにすることを目指し、次の3点に課題を絞って検討することにした。

(2) 第一に、戦後イギリス対外政策の理念に、植民地主義的発想がいかに具現化されていたのだろうか。研究代表者は、自身の研究を通して、戦後イギリス対外政策の一角を占めた援助政策の理念が、自らの科学的優位を信じ、「介入は必ず良い結果をもたらす」という信念に基づいている点で、近代西欧的理念の普遍性を前提とし、その意味で「文明化の使命」と同根の発想であり、戦後版植民地主義思想とでもいえるのではないかと認識している。そこで本研究では、戦後イギリスの対外政策が植民地主義的理念を前提とした経緯を検討し、イギリス政府の世界認識とその論理を考察しようとした。

(3) 第二の課題として、イギリス植民地主義的理念がイギリス社会に具体的にどう継承されたのか、という問題がある。植民地主義的理念は、政府のみならず、社会全般にどう継承されていったのか。本研究では、「アムリットサルの大虐殺」や、今日の北アイルランド問題の淵源

となった1916年「イースター蜂起」等、イギリスの過酷な鎮圧や事後処理に対して、後の世代から厳しく反省を迫られた大事件を具体的に考察した。とくに、こうした批判が出る度に、イギリス政府や歴史教科書がいかに対応し、過去に対する「責任」をどこまで認めたのか、その具体的論点を検討した。

(5) 続いて本研究が考察したのは、植民地支配の被害が歴史の不遑及という考え方によっていかに不問に付されたか、という問題である。具体的には、奴隷制の被害やケニア独立闘争の拷問被害に対する補償金訴訟等、法的責任をめぐって現在進行中の「植民地支配責任」問題を検討し、それらの事例においては、そもそも植民地支配の被害すらこれまで問題にされてこなかった点に着目し、しかも植民地主義的理念を批判的に問う機会もなかった経緯について検討した。歴史研究はこれまで、植民地支配の被害の実態をつぶさに明らかにしてきたが、他方で社会の大勢が、歴史の不遑及とでもいふべき考え方にに基づき、その是非を問うことを避けてきた実態を考察した。

(6) 本研究は以上のように、第一に、イギリスの植民地主義的理念が、近代西欧の理念の普遍性を前提とし、戦後イギリス援助政策の思想的背景をなした経緯を明らかにすることを目的とした。第二に、そうした植民地主義的理念が様々な社会層に受け入れられてきた経緯を検討した。第三に、しかもイギリス社会では、そもそも過去に対する被害そのものを不問に付す論法のもとで、それらの植民地主義的理念を批判的に検討する機会が奪われてきたのではないかという観点から、その経緯を考察した。これらの作業を通じて、イギリスの歴史認識のありかたを多角的に検討することが、本研究の研究目的であった。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、「植民地支配責任」を認めないイギリスの姿勢は植民地主義的理念を反映した歴史認識に裏付けされているとの認識に立ち、その論理と成り立ちを明らかにする試みである。

(2) 3年間の研究期間を通して、次のように段階的に研究に取り組んだ。

初年度(平成28年度)には、先行研究の整理と諸概念の検討を踏まえて、イギリスの歴史認識を形付けた植民地主義的理念の論理を検討した。

次年度(平成29年度)の前半には、そうした植民地主義的理念が広く社会全般に受け入れられてきた経緯を検討した。

続いて同年度後半は、そもそも植民地支配の被害さえ不問に付されるなかで、植民地主義的理念に対する批判的検討が棚上げされた問題を検証した。

最終年度(平成30年度)の前半には、研究進度の調整と補完的調査を行った。

同年度後半には総括として、イギリスの歴史認識と「植民地支配責任」を認めない政治姿勢の関係について見解をまとめた。

(3) 本研究は主に、アーカイブ・ベースの質的研究手法に則り、政策担当者の言説、歴史教科書、政府と国民の間接項としてのマスメディアを取り上げ、異なる社会層がそれぞれ抱いた、植民地の過去をめぐる認識の異同と共通項を考察する方法を取った。まず、政策担当者の私信や公文書からは、植民地支配の歴史について国家が表明し得る見解の振幅を読み取るよう努めた。また、歴史教科書には、政府と一定の距離をおきながら、最終的に政府の意向に沿う歴史像を描いた歴史教育のありようがみられるので、この点を分析した。さらに、国民の自己意識を探る手掛かりとして、新聞(一般紙からタブロイド紙まで)やテレビ番組・ドキュメンタリーなどマスメディアの動向にも注視した。本研究は、課題によってどこに焦点をおくかに相違はあるが、こうしてあらわれた意識の諸相を史料で裏付ける研究方法を取った。

(4) 上記の実証手法をとる理由は、第二次世界大戦の敗戦国が過去の反省を他国から迫られたのとは異なり、戦勝国イギリスが自己本位の歴史像を描く自由を許された世界史状況を、研究代表者が重視しているからである。すなわち、日本やドイツが、苦痛や被害を受けた側からの厳しい批判に曝され、歴史認識の表明を問われてきたのに対して、イギリス等戦勝国の多くは、支配された側の声に耳を傾けることなく、過去の歴史に自己本位の評価を下すことが許された。そうした観点からみれば、この国の歴史認識は、極めて「内向き」な自己意識の累積のうえに成り立っているといえる。本研究は、イギリスの歴史認識を考察するには、まずはそうした「内向き」な自画像がどのようなもので、それが広範な社会層にいかに関与されたのかを検討する必要があるとして、この点を特に意識して質的研究を遂行した。

(5) もっとも、単なる個人の認識に留まらず、広範な人びとの自己意識について実証的研究を行うには多くの困難が伴う。そこで本研究課題においては、先述の通り、最初の半年間を、関連基礎文献を整理し、本研究の研究史上の位置付けと手法の妥当性を考察する一方で、重要な諸概念を検討し、学術的基盤を強固にする期間にあてた。そのうえで、初年度後期以降に具体的な検討課題に取り組んだ。

4. 研究成果

(1) 本研究は、以上の研究目的と方法及び計画に則り、三年間にわたって研究を遂行した。この間、研究を通して得た知見の一部を公表し（〔その他〕欄参照）、さらに2017年にパリで開催された国際ワークショップにおいて、本研究の実証分析から得た知見を理論化した見解を公表した（〔学会発表〕欄参照）。

(2) このうち、国際学会での報告においては、植民地責任をめぐる思考法として、‘selective thinking of the colonial past’ という分析概念を提唱した。すなわち、冷戦後今日に至るまで、旧植民地諸国から植民地主義の歴史で起こったいくつかの凄惨な事件や犯罪（例えば、「アムリットサルの大虐殺」など）の事実について謝罪や補償を求めた法的責任が問われるようになるなかで、イギリスをはじめヨーロッパの旧宗主国は、そうした個別事例の事件について一定の制限のもとで法的責任に応じる姿勢を見せることがあるにせよ、それでも植民地主義全体の不正義について論じること（すなわち、謝罪に応じること）はほとんどないという、いうなれば植民地責任をめぐる二重思考の実態についてである。例えば、イギリスでは近年、ケニアの独立運動に対してイギリスが行った虐殺等に対して、被害者側が賠償を求める裁判を起こし、イギリス政府は最終的に約30億円を支払うことを表明したが、それでも当時のイギリス外相ウィリアム・ヘイグは、支払いはケニアとの「将来における協力と友好について、できうる限りの強固な礎を築くため」と述べ、被害者に対してもケニア政府に対しても、公式謝罪に応じることはなかった。こうした態度は、本研究の問いの核心にかかわる事例と考えられる。研究代表者は現在、当該の国際学会報告に基づいて研究論文を作成中である。

(3) また、本研究全体の研究成果をまとめる論文（仮題：「現代英国の植民地責任意識」）も、現在執筆中である。

(4) 本研究の展望として、早期に研究成果を公表したうえで、さらなる共同研究の可能性を検討している。イギリスの事例を、日本を含めた他の植民地責任事例と比較検討することで、植民地責任論から戦後世界の特徴を考察する手がかりを模索したい。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計1件)

Ichiro Maekawa, ‘The Concept of “Responsibility for Colonialism” : A New Agenda for Historians of Decolonization’, *Global Decolonization Workshop*, Paris, July 6-7, 2017.

〔その他〕

前川一郎「反・『正しい歴史認識』」雑感『歴史書通信』No.229、2017年、2-5頁。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。